

令和5年嵐山町農業委員会 第10回総会議事録

1. 開会日時

令和5年12月20日（水）午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか
否かについて

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会第10回総会は
成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。
会期は、本日一日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。
初めに、農業委員会第10回総会に提出されました
議案について報告します。議案第24号 農地法第5
条第1項の規定による許可申請について1件、議案第
25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該
当するか否かについて1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元
に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長 続きますして、日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番外△筆、地目：畑、総面積：2,633㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡ときがわ町大字〇〇△△番地△株式会社〇〇〇〇〇 氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、東京都〇〇区〇〇△丁目△番△△号氏名B氏 外△名です。

事務局 転用目的は資材置場への一時転用です。

事務局

申請者は、一般県道菅谷寄居線の交通安全施設整備工事を施工するにあたり、仮設事務所や必要資材を置くために2,000㎡前後の土地で且つ、県道から直接出入りができる土地が必要であり、工事現場に隣接している土地を探しておりました。宅地、雑種地、原野等では条件が合う土地が見つからず、遊休化しており、他の農業者への影響が少ないと思われる当該農地を選定したとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局

工事計画：許可日から5ヶ月間です。

事務局

農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、且つ農用地区域内農地であります。当事業は、一時的な土地の利用であり、農業振興地域整備計画の達成に影響を及ぼす恐れはないと思われるため、農用地区域内農地の転用の例外に

事務局 該当します。

事務局 資力及び信用：当事業の事業主は埼玉県東松山県土整備事務所であり、工事に係る費用は埼玉県の負担となっております。資金調達計画書や埼玉県との建設工事請負契約書の写しの添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われれます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われれます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局

一時転用である場合にはその妥当性：農地復元計画書が添付されており、工事終了後、直ちに農地へと復元し、地権者へ返還する計画となっているため、問題ないと思われます。

事務局

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況、については全て該当しません。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

瀬山委員

一時転用の工期に上限はないのか。

事務局

農地法上での上限はない。原則、申請時に計画した工期で施工してもらうが、やむを得ず、工期が伸びる場合については工期等の計画の変更をしてもらう必要があり、適宜、指導している。

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班瀬山委員、お願いします。

瀬山委員

議案第24号について、調査報告をいたします。
12月12日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側に位置する農地であり、資材置場に一時転用する予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かについての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かについて説明させていただきます。

事務局 非農地判断の概要につきましては、令和3年4月1

事務局

日、別紙1、経営第3505号「非農地判断の徹底について」、農林水産省経営局農地政策課長からの通知により、農業委員会は農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、調査した農地が次のいずれかに該当する農地である場合には、原則として、当該調査を行った年内に非農地判断を行うこととされています。

事務局

非農地の判断基準としまして、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれること。となっております。

事務局

非農地判断を検討する農地は議案第25号様式第5号に記載のある計16筆の農地です。いずれも令和5年11月上旬に行った利用状況調査にて、再生利用困難な農地として判定しており、判断基準の①・②に該当していると思われまます。ご判断をお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員

議案第25号について、調査報告をいたします。

12月12日に該当農地を調査してまいりました。○○○○○○○の□側に位置する農地で、現況は既に農地でなく森林のような様相でした。よって当該農地は非農地判断に相当すると考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。

議長 議案第 25 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による
農地に該当するか否かについて採決いたします。

議長 本案を非農地とすることに賛成の委員の挙手を求
めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 25 号 農地法第 2 条第 1 項の規定
による農地に該当するか否かについて、非農地と判断
し、非農地通知書を所有者と嵐山町及び法務局へ通知
することに決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 5 年嵐山町農業委員会第 1
0 回総会を閉会します。

議長

ご苦労さまでした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 青木 美恵子

委員 瀬山 和令

委員 金井 敏隆
